



庁舎内等における職員への、政党機関紙購読に係る勧誘・配達・集金行為、及び生命保険等の勧誘行為の禁止

これまで本町では、職員が課長等に昇格した際、町議会議員からの政党機関紙の購読を勧誘されることが多々見受けられていた。

今回、町民意見箱に庁舎内での政党機関紙の購読等が職務専念義務違反に当たるとの意見が寄せられたことから、対象となる職員にアンケート調査を行ったところ、職員からは議員という優位的立場から心理的に勧誘を断りにくかったなどの意見もあり、また、勤務時間中における配達、集金など私的な契約に係る行為については、職務専念義務違反の恐れや、庁舎管理規則で禁止されている「町の事務又は事業と関係のない物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為」に該当する可能性もあるとの判断に至った。

これらを踏まえ本町では、今後、庁舎内等における職員への政党機関紙の購読に係る勧誘や配達、集金については勤務時間内外を問わず、一切認めないものとし、庁舎管理規則違反や職務専念義務違反の解消に努めたいと考えている。

なお、庁舎内等における他の勧誘行為としては、休憩時間中に生命保険会社による職員への保険勧誘も本町では慣習的に認めていた状況であったため、上記の庁舎管理規則違反の恐れから、併せて認めないものとする。

【内容】

令和6年2月1日以降、庁舎内等における職員への政党機関紙購読に係る勧誘・配達・集金行為、及び生命保険等の勧誘行為の一切を禁止する。

なお、政党機関紙の購読自体は職員個人の自由であり、制限されるものではないため、購読をする者は配達先を自宅にするなど、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に指導徹底する。

この件に関するお問い合わせ先：

総務部総務課 TEL 0744-34-2108

町長公室人事課 TEL 0744-34-2056